

PL 法が施行され 20 年が経ちました。モバイルを使い誰でもインターネットを介し国境のないグローバルな情報社会になりました。産業界も消費者もその恩恵をうけている一方では、様々な商品に起因した新たな問題、特に消費者安全などに関わる「製品の安全」については、社会のこのような激変する環境に新たな法整備などが必要になっています。

製品の安全を達成するための研究を本格的に行うために、各方面の専門家が集結し、本年 4 月 1 日に一般社団法人 PL 研究学会が設立されました。PL 法など、現行法や基準などを見直し、より良い社会にするための「法律体系研究部会」を下記の通り開催します。ぜひご参加ください。

開催日 平成 27 年 7 月 31 日 (金)
開催時間 午後 3 時～午後 5 時
開催場所 日本女子大学目白キャンパス
 家政学部被服学科細川教授研究室

【法律体系研究部会の方向性】

製造物責任法 (PL 法) の制定から 20 年になります。この間、同法が製品の安全性向上に一定程度寄与したことは事実であり、心配されていた乱訴も起きていません。

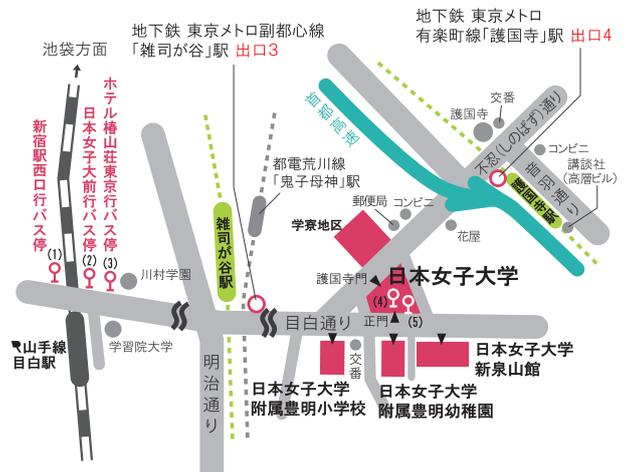
むしろ、PL 訴訟件数が乱訴どころか、平成 26 年 9 月時点で 259 件 (現代消費者法 24 号 69 ページ) と、かなり少数であり、消費者の被害救済に十分機能していないとの指摘もあります。また、製品の安全性確保には事前規制型の行政規制も重要ですが、成長戦略等の規制緩和の動きにも注意が必要です。

本部会では PL 法を中心とした製品安全法制の現状と課題を探っていきます。

【主な研究テーマ (予定)】

- ・ 施行 20 年を経た製造物責任法の課題の検証
- ・ 製品の安全に資する行政法規の現状把握
- ・ 裁判外紛争処理機関と原因究明機関の評価
- ・ 海外の製造物責任法制の把握

部会長 日本女子大学教授 細川幸一 (学会 HP より転記)



- JR 山手線目白駅より徒歩 15 分
 - ・ 目白駅前よりバス「都営 (学) 05」日本女子大行き (直行)
 - ・ 都営バス (白 61) 新宿西口行き又はホテル椿山荘東京行きで「日本女子大前」下車
- 東京メトロ副都心線「雑司が谷駅」徒歩 8 分
- 東京メトロ有楽町線「護国寺駅」徒歩 10 分

日本女子大 HP



参加費無料
 会員以外は参加できません。

モバイルでのお申し込みはこちらから

申し込みフォーム  当学会 HP 

※全てご記入ください。

ご氏名	連絡先住所 〒 -
勤務先法人・団体などの名称	ご職業 (役職)
連絡先電話 (携帯優先)	メールアドレス
当学会会員資格 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 特別会員 <input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 準会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員

詳しくは <http://aplics.org> FAX での申し込みは 03-3962-5515